

新 監 査 第 434 号  
令和 8 年 2 月 13 日

請求人 様

新潟市監査委員	古 俣 誉 浩
同	伊 藤 秀 夫
同	細 野 弘 康
同	中 山 均

新潟市職員措置請求の審査結果について（通知）

令和 7 年 12 月 25 日付けで提出のありました標記の請求については、地方自治法（以下「自治法」という。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしておらず、却下することと決定しましたので通知します。

記

**第 1 請求の内容**

1 請求の提出日

令和 7 年 12 月 25 日

2 請求の要旨

措置請求書に記載されている事項及びこれに添付された事実を証明する書面から、請求の要旨を次のように理解しました。

(1) 主張事実

ア 広聴相談課が所管する新潟市行政苦情審査会（以下「審査会」という。）では、市が行う業務や職員の対応に関する市民等からの苦情申立てを受け付けている。市のウェブサイトによれば、「公正・中立の立場で調査を行い、必要があれば市長等に制度の改善を求める提言や是正その他の改善措置を講じるよう意見を述べることで、市民等の権利利益を擁護し、市政の公平性と信頼性を高め、開かれた市政の一層の推進を図るための制度」とされている。令和 7 年

の審査会の委員（以下「委員」という。）は、弁護士、教育関係者、マスコミ関係者で構成されており、委員報酬として1日13,000円が支払われている。

イ 請求人は、これまで審査会に3件の申立てを行った。令和6年12月6日に行った1回目の申立てについては、苦情の確認や正確な調査が行われないうまま終了した。1回目の問題が解決しなかった結果、新しく生じた問題で苦情申立てを行うこととなり、令和7年7月21日に行った2回目の申立てでは、2件同時に行ったにもかかわらず、1件のみ審査が行われ、途中で中止された。審査が行われなかった理由は、不明確であったり、虚偽の事実によるものだった。審査会が開催されないことや中止された理由について合理的な説明はなく、市民の権利利益を擁護するという審査会の設置目的に反している。職務を適切に遂行していない職員や委員に対し、公金を支出し続けることは不当な行為である。

ウ 委員は専門家としての役割を果たさず、座っているだけである。例えば居眠りをせずに仕事をしていたとしても、市民の一般的な労働対価と比較すると、1日に数時間で13,000円はあげすぎであり、令和7年1月以降、市に494,000円の損害が生じている。

委員が独立した意見を持たず、周囲に同調するのであれば、複数名は必要ない。議論をしない形式的な運営に3名分の公金を支出し続けることは無駄遣いである。

資料の未確認、隠蔽、脅迫、強要、自由な発言妨害等を行う職員や委員の実態のない労働に対して公金を支出している。

エ 審査会が意図的に請求人の苦情を隠蔽し、是正しなかったことにより、機能不全状態である弁護士による法律相談も改善される機会を失い、不要な契約が継続され、年間約590万円が支出される2次損害が起こっている。

また、審査会が適切な改善措置（市長への提言や情報の公開）を怠った結果、問題が拡大し、深刻な凶悪事件の増加を引き起こしたことは、本来回避できたはずの財政的負担を増加させる行為であり、市にとって重大な経済的損失である。1回目の審査会で適切な調査を行い、市長への提言や情報の公開を行っていれば、警察と弁護士の不祥事は存在しなかったはずである。

## （2）措置請求

ア 過去の不当な支出も含めて、関係職員達に返却させ、契約解除を行うことを求める。

イ 外部に委託する場合は、事前に委託先の実態調査、市民からの評価や苦情調査を義務付ける等の措置を講じることを求める。

ウ 虚偽の事実を報道機関に報告することで苦情が少ないように装う広報活動を停止し、正確な実態を公表することを求める。

## 第2 監査委員の判断

本件請求について審査した結果、次のように判断しました。

### 1 住民監査請求の対象について

自治法第242条第1項において、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の職員等について、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができることと定められており（住民監査請求）、その対象は、普通地方公共団体の職員等による財務会計上の行為又は怠る事実に限定されている。

また、住民監査請求の監査結果を不服として行われた住民訴訟の対象について、かかる住民訴訟の根拠条文である自治法第242条の2第1項に関し、平成4年12月15日最高裁判決において「当該職員の財務会計上の行為をとらえて右の規定に基づく損害賠償責任を（住民訴訟で）問うことができるのは、たといこれに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、右原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当である」と判示していることから、住民監査請求の要件も、かかる解釈に従って検討されるべきものと解される。

これを本件についてみると、請求人は、審査会が制度の目的を果たしておらず、職務を適切に遂行していない委員や職員に対し、公金を支出し続けることが不当な行為であるとともに、委員に支給される報酬が一般に比して高すぎであることに加え、現在の運営方法では複数名の委員が必要ないことから、これらにかかる費用の支出が公金の無駄遣いであると主張している。しかし、これは、財務会計上の行為ではなく、その原因行為である審査会の設置とこれに伴う委員の委嘱選任契約締結の非を論じているものである。住民監査請求の対象となるのは、前述のとおり、たとえ先行する原因行為に違法又は不当な事由があつたとしても、その原因行為を前提としてされた後行の財務会計上の行為が財務会計法規上の義務に違反する違法

又は不当なものであるときに限られると解されている。本件請求における原因行為は、審査会の設置とこれに伴う委員の委嘱選任契約の締結と審査会の運営であると考えられるが、本件請求には、その原因行為を前提としてされた財務会計上の行為である、委員報酬の支出命令等の支払手続そのものが、財務会計法規上の義務に違反する違法又は不当なものであることの具体的な主張は一切ない。

よって、本件請求は不適法な住民監査請求であるといわざるを得ない。

## 2 結論

以上のことから、本件請求は自治法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の対象とされるべき要件を満たしているものとは認められない。